

文教環境委員会

議案第92号 指定管理者の指定について



12月12日

市民会館および文化会館の指定管理者を指定

【概要】 新たに指定管理者制度を導入する鈴鹿市民会館および鈴鹿市文化会館の指定管理者に、鈴鹿アートライフデザインを指定するもの。

質疑 文化事業の中には美術展などもあるが、その審査基準などに変更が生じる可能性はないのか。

答弁 文化に携わる関係者や市民に混乱が生じないように配慮する。審査基準の変更により混乱が生じる可能性がある場合には、現在の文化事業の担い手である鈴鹿市文化振興事業団から、指定管理者側に意見を伝え、協議を行う。

質疑 鈴鹿市文化振興事業団の市や指定管理者との関わりと今後の在り方は。

答弁 公益財団法人であるため、本市が関与する立場にはないが、本市の地域文化事業を高めるなど、指定管理者が行うことのできない分野を担いたいという意向も聞いている。また、美術展の審査部門を一部受託することなども含めて、指定管理者と協議していくことがまず第一歩であると考えている。



イセのサンケイホール鈴鹿
(鈴鹿市民会館)

地域福祉委員会

議案第90号 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について



12月13日
(午前)



12月13日
(午後)

出産に伴う国保料の減額を開始

【概要】 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料の減額の基準を新設するもの。

質疑 改正内容の軽減期間には出産予定月の前月からとあるが、予定日より早く生まれた場合の対応は。

答弁 原則として再算定は行わないが、世帯主からの修正申告があった場合には、出産月の前月から4カ月分を計算して減額する。

質疑 届け出は出産後に行えばよいのか。

答弁 届け出は出産後でもよいが、出産予定時期の6カ月前から可能である。

質疑 本人以外からの届け出は可能か。

答弁 世帯主などからの届け出も可能である。届け出がない場合には、出産育児一時金の支給データなどにより内容を確認し、職権で減額処理を行う予定である。